

## 第 19 仮使用承認基準

### (仮使用承認基準) \*

第 19 市規程第 6 条第 2 項に規定する仮使用承認基準は、次に定めるとおりとする。

なお、仮使用の承認にあたっては、当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるかどうかを調査し、次に定める防火上の措置を講ずるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められる場合に限り承認すること。

- 1 承認申請部分が、変更許可申請を行った部分及びこれと密接な関連を有する部分以外の部分であること。
- 2 災害防止のため、工事計画に応じた総合的な保安対策が講じられていること。
- 3 工事計画及び作業スケジュールに無理がないこと。
- 4 工事に係る安全管理組織が明確になっていること。
- 5 法令上必要な作業資格者が確保されていること。
- 6 作業にあたり必要な採光、照明及び換気設備が設けられていること。
- 7 避難上及び消防活動上の有効な通路等が確保されていること。
- 8 工事に伴い、消火設備、防火扉、防油堤等防災上不可欠な設備等が使用不能になる場合は、代替措置が講じられていること。
- 9 仮設の防火扉、足場、仮設電気設備等は、危険物施設に危害を及ぼさないよう安全対策が講じられていること。
- 10 風水害等における対応策が講じられていること。
- 11 工事に伴い、指定数量未満の危険物の抜取りを伴う場合は、その作業に対する安全対策が講じられていること。
- 12 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。
- 13 火気を使用する器具又は火花を発する器具を使用するときは、不燃材料を用いた養生又は防火区画等の措置が講じられていること。
- 14 上記の他、危険物の貯蔵又は取扱いは、法第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準が遵守されていること。
- 15 地震に関する情報及び地震を覚知した場合は、次の(1)から(3)までの措置を講じること。

なお、この措置は、当該地震に関して安全な状態が確認されるまで継続すること。

- (1) 原則として工事は中止すること。
- (2) 工事を中止した状態に応じて地震に対する応急措置を行うこと。
- (3) 仮使用部分は危険物の取扱いを中止し、安全確認のための点検を実施するとともに、予防規程等によりあらかじめ定められた対策を講ずるほか、必要に応じて以下の措置を行うこと。

- ア 入出荷作業は停止する。
  - イ 出荷ポンプ等動力の電源を遮断する。
  - ウ タンクの元弁及び関連弁を閉止する。
  - エ 受入配管先端弁を閉止する。
  - オ 防油堤排水弁の閉止を確認する。
  - カ 流出油防止装置（土のう等）を準備する。
  - キ 製品ドラムの歯止めを補強する。
  - ク 空ドラムをロープ等で補強する。
  - ケ 停車車両は歯止めをする。
  - コ 消火器などの点検・配備を行う。
  - サ 貯蔵する危険物は貯蔵の高さをできるだけ低くする。
  - シ 監視者を配置する。
- 16 津波による浸水が想定される地域に所在する製造所等においては、地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する安全確認のための点検、応急措置等を講じること。